

1-1 本計画のねらい

～ 市民の願いをかなえるために ～

「住みなれた地域で、安心して暮らしていきたい…」これは誰もが抱く共通の願いです。しかし、さまざまな生活上の困りごとや不安を感じている方も多くみえます。

本計画は、こうした市民の困りごと・不安やアンケート結果(資料編参照)をもとに、その解決に結びつく福祉活動を計画的に推進するために策定しました。

本計画の推進には、市民一人ひとりの意識向上や主体性と協力が必要です。

「地域福祉」とは、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らしていくために、制度やサービスだけに頼るのではなく、地域の中で、お互いに助けあい・支えあう関係や仕組み、またそれらをつくっていくことを言います。



ひと昔前までは、家族や近所の助けあいによって地域で解決できていた生活課題も、現代社会においては、人と人とのつながりが薄れてきたことにより、“ちょっと助けて”と気軽に家族や近隣を頼れなくなるなど、困りごとを解決できていないこともあります。

本計画では、「住みなれた地域で、安心して暮らしていきたい…」その願いを叶えるために、今一度、「困った時はお互い様の精神」で、ともに助けあい・支えあう地域を住民自らの行動によってつくっていくことを目指しています。

市民がお互いに、見守り、助けあう地域へ
～ あなたの一步が大きな力に ～

1-2 策定の背景

本市では、平成19年より「下呂市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。平成24年からの第2期計画中には、特に地域での話し合いや、小地域ネットワーク*2、近隣での助けあい活動、ボランティア活動などが推進されました。

このことにより、

- ・地域で困りごとや福祉課題を発見する仕組みが増えた
- ・住民の困りごとが市や関係機関につながるケースが増えた
- ・除雪、ゴミだしなど生活支援活動*9が生まれた
- ・地域でのつながりやふれあい、交流が増えた



などの成果が得られましたが、推進しきれなかったことや、社会、生活環境の変化に伴う、多様な生活課題も新たに生まれてきています。

社会変化

- 急速な少子高齢化と人口減少
- 核家族やひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加
- 認知症の高齢者増加
- 家族、近隣、地域でのつながりの希薄化
- 高齢者を狙った消費者詐欺や犯罪などの増加
- 福祉活動や地域役員などの担い手不足



下呂市の課題

- 見守り対象世帯の増加により、困りごとの把握や見守りの目が不足
- 子育てや介護など、安心して暮らし続けるための環境への不安感
- 地域で交流する機会や集う場の確保
- 家族、住民同士で支えあう地域力の弱体化 など

※詳しくは資料編参照

これらの課題解決や地域福祉の推進のため、行政や社会福祉協議会、自治会、福祉事業者、ボランティア団体、NPO法人などの多様な組織と地域住民が力を合わせて、福祉のまちづくりを進められるよう、本計画を策定しました。

地域福祉の推進 ～社会福祉法第4条より抜粋～

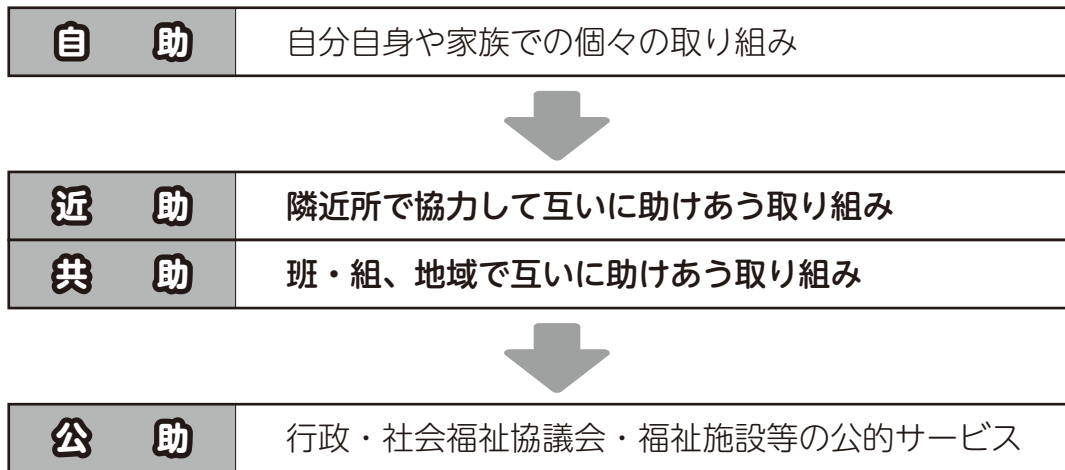
地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

1-3 地域福祉の推進

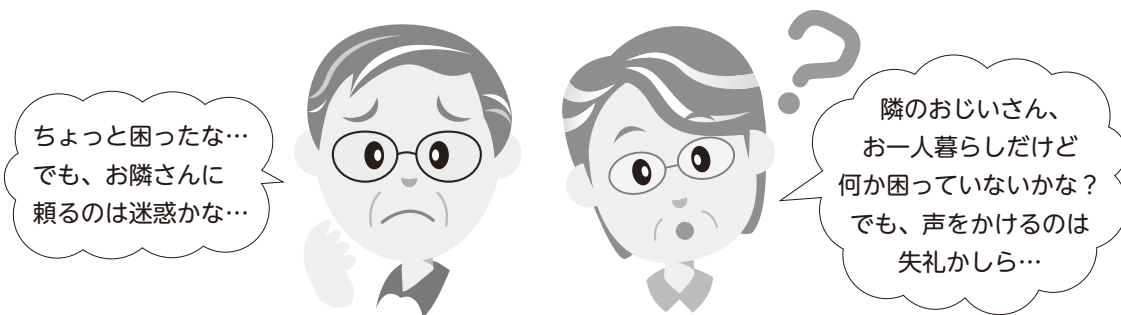
社会や生活環境の変化に伴い、公的サービスの充実が求められていますが、すべてを行政などのサービスや制度によって解決していくことは困難です。

そもそも福祉においては、自分自身や家族の力（自助）と、近隣や地域での助けあい（近助・共助）が優先的な役割となり、「自助」「近助・共助」では対応しきれない部分を、公的サービスなどの「公助」で補うということが基本的な考え方です。しかし、自助力のみで生活を維持していくことが困難な世帯も増えているため、今まさに、近助力・共助力（言わば地域の福祉力）の向上が求められていると言えます。

そのため本計画は、市民一人ひとりの自立かつ充実した生活の実現を目指し、自助力の向上や、公的サービスの充実はもとより、近隣や地域で助けあい支えあうことができるよう、「近助・共助」の推進に重点を置いています。



～ 困った時はお互い様！あなたの声から始まる地域福祉 ～



誰かにちょっと助けてほしい時、「助けて！」と声を出せていますか？
 隣近所や地域の方を気にかけてた時「大丈夫ですか？」と声をかけていますか？
 “困った時はお互い様”少し勇気を出して声にしてみませんか！

1-4 計画の位置づけ

I 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動する時の方向性や基本的な考えを示したものです。行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視しています。

市町村地域福祉計画 ～社会福祉法第107条より抜粋～

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

II 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域の課題解決を目指して、住民や福祉事業者、民間団体等が相互に協力して行う具体的な活動内容を示したものです。住民の主体的、自律的な参画のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する市民活動計画であり、その内容は次のように定義されています。

市町村地域福祉活動計画 ～全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」より抜粋～

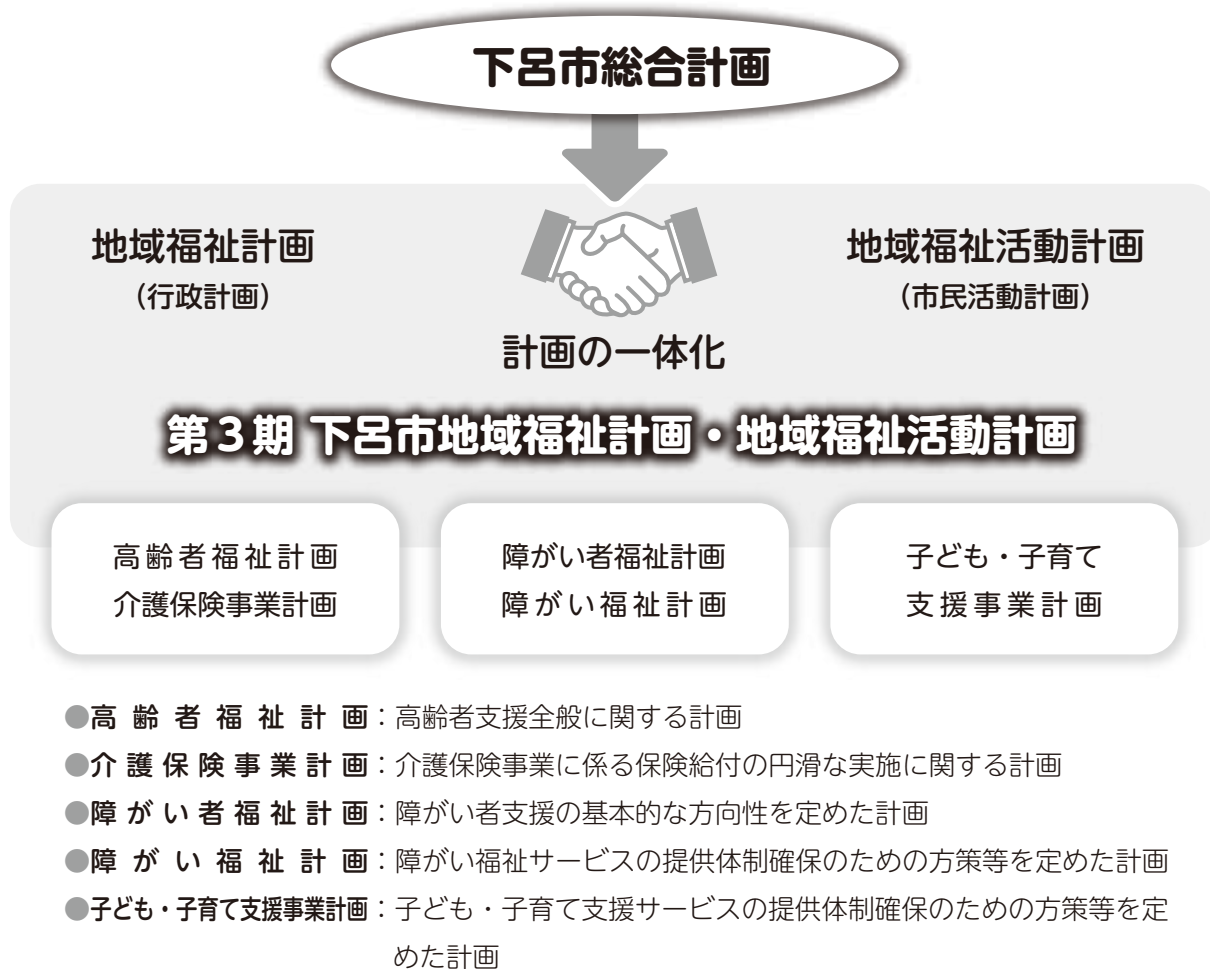
福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め。

III 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化

本計画においては、地域福祉の方向性を定める「地域福祉計画」と、その具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体化することで、連動性・実効性の高い計画となることを目指しています。

1-5 本計画と関連する事業計画の関係性

本計画は、本市の行政運営の総合的な指針となる総合計画を上位計画とし、また、高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとの福祉に関する個別計画と整合性を保ち、連携しながら計画を推進していきます。



1-6 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

社会情勢や制度改正などの変化に柔軟に対応することができるよう、進捗状況の評価を行い、必要に応じて活動内容の見直しを図るものとします。